

平成21年5月1日

各位

会社名 株式会社イトーヨーギョー  
代表者名 代表取締役社長 畑 中 浩  
(コード番号 5287 大証第二部)  
問合せ先 管理部長 樽井 賢治  
(TEL 06-4799-8850)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月1日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第60回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、現行定款に以下の通り変更を行うものであります。

決済合理化法附則第6条第1項により、当社は同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更決議をしたものとみなされております。このため、現行定款第7条(株券の発行)を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定及び株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。但し、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備置くこととされているため、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。

決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」及び「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。

(2) 株式の買増し請求につきましては、制度採用以来実績が無いため、削除するものであります。

(3) 監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第426条及び第427条の定めによる監査役の責任免除制度に基づき、定款に第41条(監査役の責任免除)の規定を新設するものであります。

(4) 以上のほか、条数の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

現行定款と変更定款案の対比は別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月26日

定款変更の効力発生日 平成21年6月26日

| 現 行 定 款  | 変 更 案   |
|--|---|
| 第1章 総 則  | 第1章 総 則   |
| 第1条～第5条 (条文省略)   | 第1条～第5条 (現行通り)                                      |
| 第2章 株 式  | 第2章 株 式   |
| 第6条 (条文省略)   | 第6条 (現行通り)  |
| <u>(株券の発行)</u>   |   |
| <u>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u>   | (削 除)   |
| 第8条 (条文省略)   | 第7条 (現行通り)  |
| <u>(单元株式数及び单元未満株券の不発行)</u>   | (单元株式数)   |
| 第9条 当社の单元株式数は、1,000株とする。   | 第8条 当社の单元株式数は、1,000株とする。                            |
| <u>2.当社は、第7条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u>           | (削 除)   |
| (单元未満株式についての権利)  | (单元未満株式についての権利)                                     |
| 第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができない。                  | 第9条 当社の株主は、その有する单元未満株について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 |
| (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利   | (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利                              |
| (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利  | (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利                         |
| (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利  | (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利         |
| <u>(4)次条に定める請求をする権利</u>  | (削 除)   |
| <u>(单元未満株式の買増し)</u>  | (削 除)   |
| 第11条 <u>会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u> |   |
| 第12条 (条文省略)  | 第10条 (現行通り)   |
| (株主名簿管理人)  | (株主名簿管理人)   |
| 第13条 当社は、株主名簿管理人を置く。   | 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。                                |
| 2.株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。  | 2.株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。         |

| 現行定款   | 変 更 案   |
|--|---|
| <p>3 . 当社の株主名簿( 実質株主名簿を含む。以下同じ。 )、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> | <p>3 . 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> |
| <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p>  | <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p>   |
| <p>第 14 条 ~ 第 21 条 ( 条文省略 )</p>  | <p>第 12 条 ~ 第 19 条 ( 現行通り )</p>   |
| <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p>   | <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p>  |
| <p>第 22 条 ~ 第 33 条 ( 条文省略 )</p>  | <p>第 20 条 ~ 第 31 条 ( 現行通り )</p>   |
| <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p>   | <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p>  |
| <p>第 34 条 ~ 第 42 条 ( 条文省略 )</p>  | <p>第 32 条 ~ 第 40 条 ( 現行通り )</p>   |
| <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p>   | <p>( 監査役の責任免除 )</p>   |
|  | <p>第 41 条 当社は、取締役会の決議をもって、監査役 ( 監査役であった者を含む。 ) の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p>    |
|  | <p>( 2 ) 当社は社外監査役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める額とする。</p>   |
|  | <p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p>   |
| <p>第 43 条 ~ 第 45 条 ( 現行通り )</p>  | <p>第 42 条 ~ 第 44 条 ( 現行通り )</p>   |
| <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p>   | <p>( 附 則 )</p>  |
|  | <p>第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>            |
|  | <p>第 2 条 前条及び本条の規定は、平成 22 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</p>                                       |

(注) 上記に記載されていない条項については、変更ありません。

以上